

備前市施策評価シート

(平成19年度事業)

施策名 (小項目)	年金	コード	作成者	役職	市民課長
		02-01-06	氏名	野上 茂之	
			電話	64-1818	

備前市総合計画の内容から記載する

政策の体系	大項目(基本目標)	健康でやさしさあふれるまちづくり
	中項目(基本施策)	やさしさあふれるまちづくり
① 施策の対象と目的 (誰のために、何のために)	すべての国民に共通の基礎的な年金給付として「基礎年金」を給付するなど、必要な給付を行い健全な国民生活の維持、向上に寄与する。	
② 現況と課題 (総合計画から現在の問題点を抽出)	年金未納者への対応。市民の老後の生活、障害又死亡によって生活の安定が損なわれないよう、国民年金加入義務者への加入促進のための啓発活動の推進が必要である。	
③ 施策展開 (総合計画の施策部分から、実施する施策を抽出)	<ul style="list-style-type: none"> 未加入者の加入促進 納付率の向上 	

④市民意識調査による施策の重要度・満足度

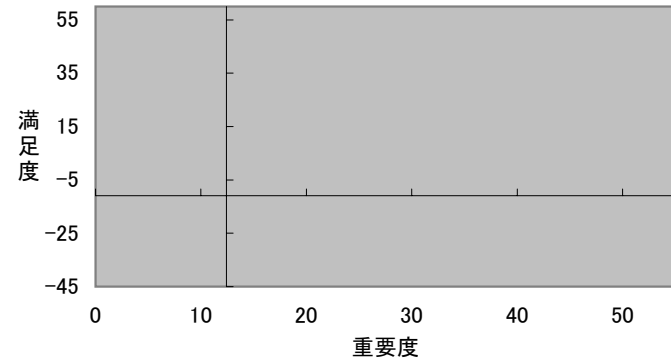
調査年度	H19	H20	H21
重要度(%)			
満足度(%)			

<見直し領域>
その施策や事業が必要か否かの検討が必要

<維持領域>
現状の方向を継続

<検討領域>
その施策や事業の存続の検討が必要

<強化領域>
内容等を見直し、市民満足度を高める事業を行う



調査結果に対するコメント、市民の反応等	年金記録問題が発生したことにより、いままで以上に市民のニーズは高まっている。市としては、国・県からの指導により適切な業務遂行が求められている。
---------------------	---

⑤ 施策成果指標(基本目標・基本施策・施策意図から設定)

施策に対する成果指標名	単位	過年度実績		評価年度				ベンチマーク	指標の説明
		H17	H18	H19	H20	H23	H28		
1 広報事業	回数	9	10	10	10	12	12		未加入者の加入促進・未納者への納付督促
	実績回数	9	10	11					
	達成率%	100.0	100.0	110.0					
2 国民年金受給権裁定関係事務	件数	228	276	278	全受給権者	全受給権者	全受給権者		国民年金部分の納付状況が把握できる
	実績件数	228	276	278					
	達成率%	100.0	100.0	100.0					
3 保険料免除関係事務	件数	1,864	1,832	1,900	1,920	2,000	2,000		未加入者の加入促進・未納者への納付督促
	実績件数	1,864	1,832	1,900					
	達成率%	100.0	100.0	100.0					
4	目標								
	実績								
	達成率%								

⑥ 施策構成事務事業の評価

施策を構成する事務事業	事務事業評価結果 A~E (高~低)	細事業	事業分類	事業費等(単位:千円,人)									H20当初予算		
				H17			H18			H19					
				直接事業費	人件費	人工数	直接事業費	人件費	人工数	直接事業費	人件費	人工数			
1 国民年金事務事業	B	国民年金被保険者資格管理事務	法定事務	148			271	5,846		279	5,488	0.71	☆☆☆	\$\$\$	295
		保険料免除関係事務	法定事務	253	23,290	2.33	87	7,796	2.08	158	3,413	0.44	☆☆	\$\$	137
		国民年金受給権裁定関係事務	法定事務	101			77	3,937		91	1,779	0.24	☆☆	\$\$	77
		老齢福祉年金支給関係事務	法定事務	5			0	95		13	75	0.01	☆	\$	10
この施策に費やした資源(単位:千円,人)				H17	H18	H19	H20当初(直接事業費)								
				507	23,290	2.33	435	17,674	2.08	541	10,755	1.40			519

⑦ ⑥以外で、目標達成に必要な新規事業及び連携させる他部署の事業

実施主体	新規に必要な事業・連携が必要な事業	説明・期待される効果
国	保険料徴収事務の充実を図る事業	年金制度を支えるために未納者を防止することが重要な課題である、そのためには強制徴収も必要である

⑧ 施策の評価

項目	5:非常に高い 4:高い 3:どちらともいえない 2:低い 1:非常に低い			
	一次評価		二次評価	
	評価	判断理由	評価	判断理由
1 目的達成度(中・長期目標に対する)	3	ほぼ達成している。	3	目標値が達成できる見込みである。
2 事業構成の適当性	3	国の法定受託事務であり、妥当なものである。	3	法定事務であり妥当である。
3 施策の有効性(評価年度の目標達成)	2	未加入者の加入促進及び未納者への督促等は本来、国が実施する事業であり、市ができる施策ではない。	3	社会保障制度として有効な施策である。
担当への指示(今後の展開・協働の可能性・事業見直し・新規事業創出等)	将来の年金受給に不安、不信感を持っている人が多い。関係機関と連携し、年金に対する理解を深める啓発活動が必要である。		国民年金の納付記録が疑問視されている中、社会保険事務所職員による市民への年金相談を、市内の各地域で開催できないか検討すること。	
二次評価者コメント	国民年金未加入者の加入促進及び未納者への督促等啓発活動の強化を図り、老後の生活に不安を抱かぬよう年金制度により、健全な生活が営まれるよう推進していく必要がある。			基本施策への貢献度 3中立